最終更新日:令和4年10月26日

日本陸上競技連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※本連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.~

審查項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
通し番号	//4/.×1	ПУДП	H Clothy	
	[原則1]組織運	(1) 組織運営に関する中長期	■ 2017年5月に、中期を2028年、長期を2040年とする中長期基本計画「JAAF VISION 2017」を策	JAAF VISION 2017
	営等に関する基本	基本計画を策定し公表するこ	定。	■ JAAF REFORM 中
	計画を策定し公表	ع	■ 「JAAF VISION 2017」で設定したミッションの具体的なアクションプランとして、2022年2月に	長期計画
	すべきである。		中長期計画「 JAAF REFORM 」を策定。策定にあたっては、プロジェクトチームを立ち上げ、事務局	■ 第40回理事会議事録
			においても全職員で取り組むべき事項としてディスカッションを重ねた。	■ 第42回理事会議事録
			■ 「JAAF VISION 2017」の公表にあたっては、冊子を製作し関係各所に配布を行うと共に本連盟	■ 第70回理事会議事録
			WEBサイトに掲載し広く一般に公開している。	
			WEBサイト https://www.jaaf.or.jp/pdf/about/jaaf-vision-2017.pdf	
			■ 「JAAF REFORM」の公表にあたっては、冊子を製作し関係各所に配布を行うと共に本連盟WEB	
1			サイトに掲載し広く一般に公開している。	
			WEBサイト https://www.jaaf.or.jp/pdf/about/reform_jp.pdf	
			■ 「JAAF VISON 2017」の策定にあたっては、加盟団体連絡協議会を通じて加盟団体(47都道府県	
			陸上競技協会)にヒアリングを実施。専務理事、関係委員会、事務局員からなるワークショップを経	
			て、理事会に骨子を提案(2016年12月開催理事会)。評議員(2017年2月開催評議員懇談会)及び理	
			事(2017年3月開催理事会)へ素案を配布し、2017年5月の理事会で完成品披露となる。また、中学生	
			ブロック合宿、高体連全国合宿においてアンケートを実施し、中高生の陸上競技に対する目標やモチ	
			ベーション、JAAFに関する知識・イメージ等の調査を実施している。	
	[原則1]組織運	(2) 組織運営の強化に関する	- GOOGEO日に発生した中国担急両「TAAT DETODAT」のコンテンツの、つづまフ知徳時化のばご。	- IAAR DEEODM H
		人材の採用及び育成に関する	• 2022年2月に発表した中長期計画「JAAF REFORM」のコンテンツの一つである組織強化のビジョ ンとして「経営基盤安定と組織力強化に向けた基盤整備 を定めた。2024年度からの実行に向けて準	• JAAF REFORM 中 長期計画
		計画を策定し公表すること	プンプレー・ 経営基盤女産と組織力強化に同じた基盤整備」を定めた。2024年度が5の美刊に同じて単一備を進める。現在は、人事採用・育成計画をたてるに至らない事務局規模であるが、2024年度を予定	[▼] 職員研修実施資料
	すべきである。	計画を果たし公衣すること	開で進める。現住は、八事休用・自成計画でたてるに主りない事務周別祭であるが、2024年度で予定 として、優秀な人材確保と適切な人員配置の計画を定めることとしている。	■ 概貝伽修天旭貝科
0	9 ~ 5 600 5 .		- 職員の育成にあたっては、2020年4月より、外部機関の e ラーニング研修を導入しており、2022年	
2			・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
			反も極机して天旭している。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	[原則1]組織運営等に関する基本計画を策定し公表 すべきである。		おいて公開している。(https://www.jaaf.or.jp/about/rikuren/doc/) ■ 2022年2月に発表した中長期計画「JAAF REFORM」のコンテンツの一つである組織強化として	通知文 • JAAF REFORM 中
4	るための役員等の 体制を整備すべき	構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	 現状、外部理事の割合が約24.1%(7名)、女性理事の割合が約17.2%(5名)である。なお、学識経験者として就任した者、地域・協力団体選出として就任した者に問わず、当該者が加盟団体役員等の関係を有する場合であっても、当該者の高度な知見または専門性に期待し選任したものであり、加盟団体との関係性に期待して選任したものでないことから、多くの加盟団体を有するNFとしての性質上、外部理事に該当するものとして整理している。 外部理事の割合が低い要因として、現行の定款細則に定める理事の構成に外部理事の人数を定める規定がなく、このことから目標割合が達成し難い内容となっているが、次期の役員改選(2023年度)においては、25%の割合達成への対応整備することを検討している。 女性理事の割合については、従前は定めがなく低い数字となっていたが、2020年6月の理事会にて定款細則の改正を行い、次期の役員改選(2023年度)において、40%以上となるよう構成を定めた。現状は、増員の過程であり、上記の通り、前期の7.1%(2名)から17.2%(5名)となっている。なお、本定款細則に基づく次期の役員改選(2023年度)に関する概要を理事会において承認している。 	■ 第61回理事会議事録

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	るための役員等の 体制を整備すべき である。	構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	 現状、外部評議員の割合が30%(6名)、女性評議員の割合が約15%(3名)である。なお、学識経験者として就任した者、地域・協力団体選出として就任した者に問わず、当該者が加盟団体役員等の関係を有する場合であっても、当該者の高度な知見または専門性に期待し選任したものであり、加盟団体との関係性に期待して選任したものでないことから、多くの加盟団体を有するNFとしての性質上、外部評議員に該当するものとして整理している。 ガバナンスコードにおいて、外部評議員及び女性評議員の目標割合について、評議員会の役割や総数等を踏まえ、適切に設定することが求められているところ、現行の定款細則に定める評議員の構成により、人数を定める規定がなく、このことが割合を低くしている。 具体的な構成は、2023年度中の理事会において目標を設定し、2027年6月の次々期改選において対応予定である。 	■ 評議員名簿■ 定款細則
6	るための役員等の 体制を整備すべき である。	構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	アスリート委員会を強化委員会内に設置し、年に数回開催をしている。2022年度中に関係規程の策定を予定している。 現行、規程の定めがないアスリート委員会より役員を選任することは難しく、次期(2023年度)に向けて検討を行う。 2019年9月以降、理事会で諮る日本代表選考要項に関しては、選考要項作成段階でアスリート委員会委員を招聘し、競技者側の観点からの意見も参考にしつつ、競技者にとってより明確な選考基準を作成することとしている。 JAAF Road Running Commission(JRRC)メンバー、日本グランプリシリーズ加盟大会審査委員会委員として競技者を登用し、その意見を組織運営に反映している。 https://www.jaaf.or.jp/news/article/15645/	簿
7	[原則2]適切な 組織運営を確保す るための役員等の 体制を整備すべき である。	(2) 理事会を適正な規模と し、実効性の確保を図ること	 ・現状、30名の理事により理事会を構成している。 ・機関決定を迅速に行うため、8の専門委員会があり、5の専門委員会の委員長は理事が務めている。また理事ではない専門委員長においても理事会に出席して所管事項について発言することが出来ることとなっている。 ・地域選出理事を一地域から複数名選出し加盟団体との連携や意思疎通を円滑に行う役割を担わせており、また、地域選出理事とのバランスから同数の学識経験者理事を選出している。 ・以上の観点から、30名により理事会を構成することは、その機能を鑑みれば適正な規模である。 	● 役員名簿● 専門委員会運営細則

「原則2」適切な 組織運営を確保するための役員等の (3) 役員等の新陳代謝を図る (土組みを設けること (土組みを設けること である。	期間を 『定款細則
組織運営を確保す 仕組みを設けること 超える理事が2名いる。2名の再任おいては、役員候補者に求める資質の要件を示し、客観的るための役員等の ②理事が原則として10年を超 得ている。	
 である。 再任回数の上限を設けること と、また、その検討及び手続には一定の期間を要することから、ガバナンスコードの補足に利措置の最終年度である次期改選の2023年6月までに対応予定である。 また、ガバナンスコードの補足にある理事の再任回数に関する例外措置においても、「ア事がIF の役職者である場合、イ) 当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事情があるとの評価に基づき、理任された場合」には、当該理事が10年を超えて在任することが考えられている。これは、役選考委員会において、客観的な視点を確保した上で、当該理事の実績、特別な事情の有無等価することが求められており、その評価体制についてもあわせて検討を行う。 「激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】 ガバナンスコード遵守に係る関係規程・規則の改正にあたっては、加盟団体等の意見も始めることを考慮し、その検討及び手続きには一定の期間を要することから、2021年度の役員いては、激変緩和措置を適用した。 	めるこ る激変緩 当該理 完競技力 して代表 として代選 候補者 ついて評 - 役員名簿 えて進

審査項目 通し番号	原則	審查項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2]適切な 組織運営を確保す るための役員等の 体制を整備すべき である。	(4)独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	 ・役員については、次期役員候補者選定委員会(次期2023年度の役員改選に関する委員会名称は、2023年度評議員及び役員候補者選定委員会)を設置して検討しており、その選出方法及び選出過程について理事会の関与を受けていない。 ・次期役員候補者選定委員会規則(次期2023年度の役員改選に関する委員会規則名称は、2023年度評議員及び役員候補者選定委員会規則)に則り選出される同委員会のメンバーは、外部有識者や女性を含めて編成すると共に、同メンバーが役員候補者の対象とならない者とする。 ・次期役員候補者選定委員会規則において、学識経験者、地域陸上競技協会からの推薦者、協力団体からの推薦者、すべての役員候補者案の策定を次期役員候補者選定委員会の議事としている。 	· -
11		(1) NF及びその役職員その 他構成員が適用対象となる法 令を遵守するために必要な規 程を整備すること	 ● 役員・指導者・競技者等は、「倫理に関するガイドライン」において、社会の範となるために、法律や条例等の法規範を遵守し、違法行為をしないことを定めている。 ● 登録会員は、「登録会員規程」において、遵守事項を規定化しており、また、「登録会員処分規程」において、処分事由、処分の種類、処分の手続を定めている。 ● 職員は、「就業規則」において、服務を規定化しており、違反した場合の懲戒の種類、懲戒の事由を定めている。 	 倫理に関するガイドライン 登録会員規程 登録会員処分規程 就業規則
12		(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ①法人の運営に関して必要と なる一般的な規程を整備して いるか	 定款をはじめ、各種規程等を整備している。 2020年度未整備であった理事会運営に関する規程として、理事会規則を2021年に策定。 現在、定款に多くの規定がなされているため有していないが、評議員会規程を2022年度中には制定する予定である。 	 定款 定款細則 登録会員規程 理事会規則 専門委員会運営細則 経理規程 事務局規程
13		(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を 整備しているか	 各種規程等を整備している。 個人情報保護規程は方針を有していたことから、リスク管理規程は一度理事会に上程し、その内容に再考が必要であったことから、現在有していないが、2023年3月までに制定する予定である。 	文書管理規程個人情報保護方針事務局規程倫理に関するガイドライン

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
14	[原則3]組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関 する規程を整備しているか	■ 各種規程等を整備している。	 理事の報酬及び役員等の費用に関する規程 評議員・役員・専門委員等の旅費・謝金規程 評議員・役員・専門委員等の旅費・謝金規程ガイドライン 給与規程 職員旅費規程
15	[原則3] 組織運 営等に必要な規程 を整備すべきであ る。	(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を 整備しているか	■ 各種規程等を整備している。	経理規程寄付金等取扱規程特定費用準備資金等取扱規程
16	[原則 3]組織運 営等に必要な規程 を整備すべきであ る。	(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための 規程を整備しているか	 新たな財源として登録料の設定が2020年9月開催の理事会において決定し、登録会員規程の改正を行い、規定化している。 定款及び定款細則において、加盟団体の加盟金に関する規定を定めている。 但し、今までの契約形態により協賛企業の取扱等に関する規程・規則等がないことから、今後、これらの取扱に関して、2022年2月に発表した中長期計画「JAAF REFORM」のコンテンツの一つである組織強化の「経営基盤安定と組織力強化に向けた基盤整備」とあわせて、2023年度中に、規程・規則の制定を含めて対応方法を検討する。 	 定款 定款細則 JAAF REFORM 中長期 計画
17		(3) 代表選手の公平かつ合理 的な選考に関する規程その他 選手の権利保護に関する規程 を整備すること		 ドーハ2019世界陸上競技 選手権大会マラソン日本代 表選手選考要項 第50回理事会議事録 2022年度-2024年度強化 競技者規程
18	[原則3]組織運 営等に必要な規程 を整備すべきであ る。	(4) 審判員の公平かつ合理的 な選考に関する規程を整備す ること	• 現在、競技会で審判員を務めるものは登録会員であるところ登録会員規程の遵守事項において「不 公正な運営を行うことはしてはならないと定めていること」、及び運営上の配慮及び審判員間のクロス チェックを行うことにより、競技の公平を担保している。もっとも、審判員の公平を直接規定したもの はないため、2024年から導入されるワールドアスレティックスの新審判員制度への対応とあわせて、 規程の設置の要否を含め、2023年3月までに検討を行う。	■ 登録会員規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	を整備すべきである。	弁護士への相談ルートを確保 するなど、専門家に日常的に	的な監査・助言を受けると共に、懸念等がある場合には、いつでも相談出来る体制を整えている。 • 職員労務については、社会保険労務士との顧問契約を締結し、業務遂行の上で懸念等がある場合に	 弁護士との顧問契約 公認会計士との顧問契約 税理士との顧問契約 社会保険労務士との顧問契約 職員研修実施資料
20	[原則4] コンプ ライアンス委員会 を設置すべきであ る。	を設置し運営すること	 倫理に関する関係諸規程の整備その他諸施策に関すること、登録会員の処分及び登録会員以外の倫理に反する行為に対する措置に関することを円滑に行うため、2018年10月に、倫理委員会を設置した。 倫理委員会のメンバーには、2名の女性委員を含んでいる。 不定期ではあるが、委員会を開催し、倫理に関する諸整備を行っている。 	倫理委員会規程倫理委員会議事録倫理委員会名簿
21	を設置すべきであ		 倫理委員会は、専務理事を委員長とし、弁護士、公認会計士、元判事、外部有識者等を含めて委員会を構成している。 	■ 倫理委員会名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
	[原則5] コンプ ライアンス強化の ための教育を実施 すべきである。	(1) NF役職員向けのコンプ ライアンス教育を実施するこ と	 ・ 役職員について、2020年度は、日本スポーツ仲裁機構のガバナンス・コンプライアンス研修講師派遣を利用し、2021年2月に研修を実施。2021年度も同様に2022年2月に実施し、今年度も3月末までに開催する予定としている。 ・ 職員については、外部機関の e ラーニングによる研修を行っており、コンプライアンスに関するメニューを受講することを必須としている。年に1度の受講を必須とし、2021年度及び2022年度は全職員が受講を済ませている。 	頼書 ■ 職員研修実施資料
	[原則5] コンプ ライアンス強化の ための教育を実施 すべきである。	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	対象競技者、準強化対象競技者、U23強化対象競技者及び専任コーチ向けに、アンチドーピングにおける考え方、強化競技者・強化対象競技者として得られる権利や義務、助成金に対する説明等をはじめとするコンプライアンス教育を実施している。 ■ 2021年度は東京2020オリンピック競技大会前の選手団全体ミーティングにおいてインテグリティ教育を実施している。 ■ 2022年4月に「2022年度強化指定選手・専任コーチカンファレンス」を開催し、強化指定選手、選手専任コーチ等、強化委員会向けに、アンチドーピングにおける考え方、強化競技者として得られる権	リンピック対策カンファレンスアジェンダ ・ 2019年度2020東京オリンピック対策カンファレンス報告 ・ 東京2020オリンピック競技大会日本選手団全体ミーティング資料 ・ 2022年度強化指定選手・専任コーチカンファレンス資料 ・ 指導者養成指針
	[原則5]コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである。	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	本連盟が直接研修を行う審判員資格として、NTO(National Technical Official)、JTOs(Japan Technical Officials)及びJRWJs(Japan Race Walking Judges)があるが、現状、カリキュラムに取り込むことが出来ておらず、コンプライアンス教育を実施出来ていないが、今後検討していく。 2024年から導入されるワールドアスレティックスの新審判員制度への対応とあわせて、2023年3月までに検討を行う。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25		()	 法務について、弁護士との顧問契約を締結し、契約書上のリーガルチェックを受けており、また、財務会計については、公認会計士及び税理士との顧問契約を締結し、定期的な監査・助言を受けている。 法務については、弁護士との顧問契約を締結し、業務遂行の上で懸念等がある場合には、いつでも相談出来る体制を整えている。財務会計については、公認会計士及び税理士との顧問契約を締結し、定期的な財務・税務等の専門的な監査・助言を受けると共に、懸念等がある場合には、いつでも相談出来る体制を整えている。職員労務については、社会保険労務士との顧問契約を締結し、業務遂行の上で懸念等がある場合には、いつでも相談出来る体制を整えている。 	社会保険労務士との 顧問契約
26		に行い、公正な会計原則を遵 守すること	活動の計数的統制とその能率的運営を図るための規程を整備し、公益法人会計の基準に基づき、業務を進めている。 本連盟の目的を理解し、その達成に向け尽力するに十分な識見と能力を満たしている者を監事として選任している。 公認会計士による監査を受け、取引の検証、内部統制の評価を受けている他、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。	
27		し、適正な使用のために求め	 日本スポーツ振興センター、日本オリンピック委員会等の助成元における要項等の定めに沿って、適切に処理し、助成元における監査を受けている。今後、倫理に関するガイドラインに国庫補助金等の利用に関し、適正な使用を遵守することを2023年度中に規定化することを予定している。 登録会員においては、登録会員規程により遵守事項として定めている。 	経理規程登録会員規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	[原則7]適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法 令に基づく開示を行うこと	 法令で定められている法定備置書類(定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿、他)を事務所に常備し、要請に応じて閲覧出来る状況を整えている。 事業・決算報告書ををはじめ、各種規程等をWEBサイトで公開している。 事業・決算報告書 https://www.jaaf.or.jp/about/rikuren/doc/各種規程等 https://www.jaaf.or.jp/about/rikuren/guidelines/ 	■ 法定備置書類 ■ 事業・決算報告書は じめ各種規程等のWEB サイト開示
29	[原則7]適切な情報開示を行うべきである。	① 選手選考基準を含む選手選	 日本代表選手選考要項等をWEBサイトで公開している。 https://www.jaaf.or.jp/news/article/15231/ https://www.jaaf.or.jp/news/article/15943/ https://www.jaaf.or.jp/news/article/16334/ 	■ 日本代表選手選考要 項等の WEB サイト開示
30	[原則7]適切な 情報開示を行うべ きである。	(2) 法令に基づく開示以外の 情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状 況に関する情報等を開示する こと	 2020年度のガバナンスコード遵守状況は2021年3月に公表。 2021年度のガバナンスコード遵守状況は2021年10月に公表。 2022年度のガバナンスコード遵守状況は2022年10月に公表。 	
31	[原則8]利益相 反を適切に管理す べきである。	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者と NF との間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	 契約については、重要・軽微を問わず、稟議決裁を経て締結を進めており、客観性・透明性を持って、慎重な検証を行っている。 稟議決裁により慎重に事業を進めていることから、現在、利益相反ポリシーに基づいた規程を定めることが出来ていないが、2023年3月末までには対応を行う予定とする。 	■ 事務局規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
32	[原則8]利益相 反を適切に管理す べきである。		• 前述の通り、稟議決裁により慎重に事業を進めていることから、現在、利益相反ポリシーに基づいた規程を定めることが出来ていないが、2023年3月末までに利益相反ポリシーを作成し、ルールの明確化を行う。	
33	[原則 9]通報制度を構築すべきである。		 倫理に関するガイドラインにおいて、セクハラ・暴力行為等に関する相談窓口を設置することを規定化しており、WEBサイトの通報フォームで受けている。 WEBサイト https://www.jaaf.or.jp/ethic/compliance.html 相談窓口に寄せられる情報は、名誉やプライバシーを侵害することとなる可能性があるので、その取扱いには十分注意することを、倫理に関するガイドラインに定めている。 但し、現在、通報相談の運用に関する規程がないため、2022年度中には整備する予定である。その中に通報は正当な行為であることを規定化する。 担当する職員には、外部機関のeラーニングでの研修を受けることを義務付けている。 	倫理に関するガイドライン
34		(2) 通報制度の運用体制は、 弁護士、公認会計士、学識経 験者等の有識者を中心に整備 すること	 現在、相談の一報は職員が受けているが、適切に弁護士の助言を仰ぎ判断を行っている。 2022年5月に倫理委員会による検討の上、ハラスメント・暴力行為等相談窓口を再整備し、2023年度中には更なる充実を図る。 	倫理に関するガイド ライン

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰 制度を構築すべき である。	為、処分対象者、処分の内容	 ● 登録会員処分規程において、処分事由、処分の種類、処分に至るまでの手続を定めている。 ・倫理委員会規程において、登録会員の所属する団体及び登録会員以外の者においても、倫理に反する行為があった場合には措置を行うことを定めている。 ● 登録会員処分規程において、処分対象者に対し、聴聞の機会を与えることを定めている。 ● 登録会員処分規程において、処分の決定について、処分の理由、処分の内容等を記載した決定書での通知、及び不服申立の手続を定めている。 ● なお、処分通知に不服申立に関する規定がないため、2023年3月までに登録会員処分規程を改正する予定である。 ● 関係規程をWEBサイトにおいて開示している。 WEBサイト https://www.jaaf.or.jp/about/rikuren/guidelines/ 	登録会員処分規程倫理委員会規程不服申立委員会規程
36	[原則10] 懲罰 制度を構築すべき である。		 倫理委員会は、専務理事を委員長とし、弁護士、公認会計士、元判事、外部有識者等を含めて委員会を構成している。 不服申立委員会は、弁護士、外部有識者等を含めて委員会を構成している。 	登録会員処分規程倫理委員会規程不服申立委員会規程不服申立委員会名簿
	紛争の迅速かつ適 正な解決に取り組	(1) NFにおける懲罰や紛争 について、公益財団法人日本 スポーツ仲裁機構によるス ポーツ仲裁を利用できるよう 自動応諾条項を定めること	 ■ 2014年5月の理事会において、「公益財団法人日本陸上競技連盟の決定に対する競技者等の不服が公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に申し立てられた場合には、同機構の定める規則に基づく仲裁により解決する」という「スポーツ仲裁に関する規則」を決議している。 WABサイト https://www.jaaf.or.jp/about/rikuren/guidelines/にて開示。 ■ 同規則において、申立は、本連盟の決定とし、制限は行っていない。 ■ 同規則において、申立期間等は日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づくこととしている。 	スポーツ仲裁に関する規則第20回理事会議事録

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	[原則11]選手、 指導者等との間の 紛争の迅速かつ適 正な解決に取り組 むべきである。	能であることを処分対象者に	■ 処分結果を通知する際に、処分対象者に対し、日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁の活用が可能である旨とその方法等を交付する。(2018年10月の倫理委員会、不服申立委員会設置以降、具体的な事例なし。)	■ 登録会員処分規程
39	理及び不祥事対応		• 現在、本連盟では会長、専務理事を常勤とし、事務局長との迅速な対応を行っている。 2023 年 3 月末までには、リスク管理規程に基づく体制を構築する。	
40	理及び不祥事対応 体制を構築すべき	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	■ 過去4年間において、本連盟内の不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。	
41	理及び不祥事対応	(3) 危機管理及び不祥事対応 として外部調査委員会を設置 する場合、当該調査委員会 は、独立性・中立性・専門性 を有する外部有識者(弁護 士、公認会計士、学識経験者 等)を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年 以内に外部調査委員会を設置 した場合のみ審査を実施	 ■ 本連盟では、過去4年間において、本連盟不祥事による外部調査委員会は設置していない。 	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	織等に対するガバ ナンスの確保、コ ンプライアンスの 強化等に係る指	組織等の組織運営及び業務執 行について適切な指導、助言 及び支援を行うこと	 加盟団体連絡協議会の他に、加盟団体に本連盟よりメールアドレスを付与し、活発にやりとりが出来る体制を構築している。 2006年度より加盟団体及び地域陸上競技協会の運営を支援する目的で年間一定額の地域活性化助成 	 定款 定款細則 加盟団体連絡協議会運営細則 2019年度加盟団体連絡協議会報告 日本陸上競技連盟地域活性化助成金概要
43	織等に対するガバ	等による支援を行うこと	め、オンラインでの JAAF インフォメーションセッションを 2020 年8月より開催している。また、本	■ JAAFインフォメー ションセッション開催案 内・次第・資料